

県国民健康保険室コーナー



よくお寄せいただく質問について

日増しに秋の深まりを感じる季節となりましたが、皆様におかれましては健やかに過ごしのことと存じます。今回の県国民健康保険室コーナーでは、保険者の皆様からよくご質問をいただく事項等について、いくつかQ&A形式でご紹介します。今後の事務の参考にしていただけましたら幸いです。

Q1

長期高額特定疾病に係る高額療養費を算定する場合、同一月に同一医療機関で入院及び通院した場合の自己負担額は、どのように算定すれば良いですか。

(特定疾病で70歳未満、一般所得の場合で、同じ月に入院、通院があった場合)

A1

特定疾病についても、同一月、同一の医療機関について入院及び通院があった場合の自己負担額をそれぞれ別に計算してください。

よって、この場合は、入院の自己負担額1万円、通院の自己負担額1万円の計2万円となります。

Q2

保険者努力支援制度の評価指標ごとの自己採点表を平成29年度分と平成30年度分を併せて提出したが、平成30年度分をこの時期（平成29年8月）に提出したのはなぜですか。

A2

保険者努力支援制度は、保険者インセンティブの一環として、平成30年度に創設される制度（市町村分、都道府県分）で、平成28年度分及び平成29年度分はその前倒し分としての位置づけです。（前倒し分は市町村分のみ）

昨年度の平成28年度前倒し分については、年末に評価指標が厚生労働省から通知され、平成29年3月に特別調整交付金として交付額が確定されました。

このスケジュールを平成30年度に移行させると、保険料の設定、納付金の設定時に当該保険者努力支援制度の交付額が算入できず、保険者の努力の成果が保険料に反映できないことから、平成29年度中に平成30年度分の交付額を算出することとして、この時期に提出依頼があったものです。（平成29年度前倒し分は、平成30年度分に併せて同時期に依頼があったため、昨年度よりも早いタイミングでの提出依頼となりました。）

なお、平成29年度前倒し分の評価指標は、平成28年度前倒し分の評価指標をほぼ踏襲していますが、平成30年度分は、それに新たな指標を加えた形となっています。同一指標であっても年度で配点が異なっていますので、注意してください。

Q3

国民健康保険法第72条の3第1項及び第72条の4第1項に基づく保険基金安定負担金の繰入金は出納閉鎖期間中に繰り入れを行えば良いですか。

A3

国民健康保険特別会計への繰り入れは、必ず**3月末日**までに完了させてください。また、平成29年12月に交付される国庫負担金については、速やかに国民健康保険特別会計への繰り入れを行ってください。